

秋田市子ども福祉医療費支給要綱

令和2年5月22日
市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の福祉医療制度による医療費の自己負担額に対する助成金（以下「福祉医療費」という。）のうち、子どもに係るものの支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 乳幼児（未就学児）および小中学生をいう。
- (2) 乳幼児（未就学児） 6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童をいう。
- (3) 小中学生 6歳に達する日以後の最初の4月1日から中学校又は特別支援学校の中学部修了年度の3月31日までの間にある児童をいう。
- (4) 保護者等 子どもの親権を行う者、後見人等その他現に子どもを監護する者をいう。
- (5) 医療機関 医療保険各法の規定により療養等を取り扱う病院、診療所若しくは薬局又はその他の者をいう。

2 この要綱において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (2) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (3) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

3 この要綱において「社会保険各法」とは、前項第2号から第6号までに掲げる法律をいう。

(受給者)

第3条 この要綱による福祉医療費（以下「子ども福祉医療費」という。）の支給を受けることができる子ども（以下「受給者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 住民票の住所が秋田市内となっていること。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

(2) 国民健康保険法の規定による被保険者又は社会保険各法の規定による被扶養者であること。

(3) 保護者等の前年（1月から7月までの間に新たにこの要綱の適用を受けようとする場合においては前々年とする。以下同じ。）の所得（児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第3条ならびに第4条第1項および第2項の規定により算出した額をいう。）が、その者の地方税法（昭和25年法律第226号）第23条第7号に規定する同一生計配偶者および扶養親族（以下「扶養親族」という。）の有無および数に応じて別表に定める額（以下「所得制限基準額」という。）以内であること。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

(4) 前号の規定にかかわらず、小学校および中学校入学以後最初の4月1日から最初の7月31日までの期間は、小学生については未就学児の所得制限基準額を、中学生については小学生の所得制限基準額を適用する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給者としなない。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）による医療扶助又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による医療支援給付を受けている者

(3) 秋田市ひとり親家庭等児童福祉医療費支給要綱（令和2年5月22日市長決裁）による福祉医療費の支給を受けることができる子ども又は

秋田市福祉医療費支給要綱（平成12年6月23日福祉保健部長決裁）による福祉医療費の支給を受けることができる者

（交付申請）

第4条 子どもが子ども福祉医療費の支給を受けようとする場合は、当該子どもの保護者等（保護者等が二人以上あるときはそのうち一人に限る。以下「申請者」という。）は、子ども福祉医療費受給者証交付申請書（様式第1号）を市長に提出し、前条に規定する受給者であることの承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認を決定したときは、第3条に規定する受給者の要件（以下「受給資格」という。）を証する子ども福祉医療費受給者証（様式第2号）（以下「受給者証」という。）を当該申請者に交付する。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、不承認を決定したときは、子ども福祉医療費受給者証交付申請不承認通知書（様式第3号）により、その旨を当該申請者に通知しなければならない。

（支給の範囲等）

第5条 子ども福祉医療費は、受給者が医療保険各法の規定による医療に関する給付を受けた場合において当該受給者が自己負担すべき額（以下「自己負担額」という。）を上限として、次に掲げるところにより支給するものとする。ただし、入院時食事療養および入院時生活療養に係る標準負担額は、自己負担額から除くものとする。

(1) 支給は、一の医療機関（当該医療機関が処方した医薬品の調剤薬局を含む。）における月ごとの自己負担額に対して行う。

(2) 支給額は、自己負担額の2分の1に相当する額とする。ただし、その額が1,000円を超える場合は、自己負担額から1,000円を控除した額とする。

(3) 前号の規定にかかわらず、受給者が0歳児又は市町村民税（特別区民税を含む。第13条において同じ。）の所得割が非課税である世帯の子どもである場合は、自己負担額と同額を支給する。

2 他の法令等により国、地方公共団体等による医療の給付その他これに相当する給付を受けた場合および医療費に対する付加給付がある場合は、前項の自己負担額は当該給付による額を控除した額とする。

3 高額療養費等に係る給付が行われる場合は、第1項の自己負担額は当該給付による額を控除した額とする。

(支給の方法)

第6条 子ども福祉医療費の支給は、受給者が医療機関において医療保険被保険者証と受給者証を提示して子どもに係る医療を受けた場合に、当該医療機関に支給額を支払うことによって行う。

2 市長は、前項の規定による支払を秋田県国民健康保険団体連合会および社会保険診療報酬支払基金秋田支部に委託するものとする。

(償還払い)

第7条 前条の規定にかかわらず、市長は、子ども福祉医療費の支給を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、償還払いの方法により子ども福祉医療費を支給するものとする。

(1) 受給者が受給者証の交付を受ける前に医療機関で医療を受けた場合

(2) 受給者が県外の医療機関で医療を受けた場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別に必要があると認めた場合

2 受給者の保護者等は、前項による福祉医療費の償還払いを受けようとするときは、子ども福祉医療費支給申請書(様式4号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 当該医療に要した費用に関する証拠書類

(2) 受給者証

(3) 受給者の医療保険被保険者証

(4) その他市長が必要と認める書類

3 前項の規定による申請は、受給者が医療機関で医療を受けた日が属する月の翌月から起算して1年以内に行わなければならない。

(受給期間)

第8条 子ども福祉医療費の支給を受けることができる期間(以下「受給期間」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める日

から子どもが中学校又は特別支援学校の中学部を修了する年度の3月31日までとする。

(1) 申請する日の属する月（以下「申請月」という。）の初日において
受給資格を有している者 申請月の初日

(2) 申請月の途中で受給資格を有するに至った者 受給資格を有するに
至った日

2 前項の規定にかかわらず、出生又は転入によって受給資格を有するに至った者の受給期間は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める日から子どもが中学校又は特別支援学校の中学部を修了する年度の3月31日までとする。

(1) 出生により受給資格を有するに至った者が、出生の日から3か月以内に申請した場合 出生の日

(2) 転入により受給資格を有するに至った者が、転入した日から14日以内に申請した場合 転入の日

3 市長は、保護者等から前2項各号に規定する受給期間の初日以後に第4条の申請があった場合であって、申請が遅れたことについてやむを得ない理由があると認めるときは、受給資格に該当することとなった日を受給期間の初日とすることができる。

4 受給期間の満了前において受給資格を欠くに至った者の受給期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までとする。

(1) 死亡又は本市の居住者でなくなったことにより受給資格を欠くに至った者 当該受給資格を欠くに至った日

(2) 第3条第2項の規定により受給資格を欠くに至った者 当該受給資格を欠くに至った日の前日

(3) 前2号に掲げる事由以外の事由により受給資格を欠くに至った者 事由が発生した日の属する月の末日。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

（受給者証の有効期間）

第9条 受給者証の有効期間は、毎年7月31日までとし、引き続き受給資格を満たしていることを公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含む）

む。以下同じ。)により確認することができるときは、これを更新する。

2 前項の規定にかかわらず、1歳未満の受給者に係る受給者証の有効期間は、当該受給者が1歳に達する日が属する月の末日までとし、引き続き受給資格を満たしていることを公簿等により確認することができるときは、当該日の翌日を始期として、有効期間を更新する。

3 市長は、受給資格を満たしていることを公簿等により確認することができなかつたときは、当該受給者の保護者等に対し、その旨を通知しなければならない。

4 前項の規定による通知を受けた当該受給者の保護者等は、受給資格に関する情報について税情報等確認届(様式第5号)により、市長が指定する日までに届け出なければならない。

(受給期間終了の通知)

第10条 市長は、受給者がその受給資格を欠くことになったことにより受給期間が終了したときは、その旨を書面により当該受給者の保護者等に通知するものとする。

(届出義務)

第11条 受給者の保護者等は、第4条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、子ども福祉医療費承認内容変更届(様式第6号)により、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 受給者の保護者等は、第三者の行為によって生じた傷病のため受給者証を提示して医療を受けた場合であつて、当該医療に対する他法又は他制度による給付を受けたときは、第三者行為による傷病届(様式第7号)により、遅滞なく市長に届け出なければならない。ただし、同一の事由について、受給者の保護者等が既に届け出ている場合は、この限りでない。

(受給者証の再交付申請)

第12条 受給者は、受給者証を破損し、又は亡失したときは、子ども福祉医療費受給者証再交付申請書(様式8号)により、市長に再交付を申請することができる。

2 受給者は、受給者証の再交付を受けた後、亡失した受給者証を発見し

たときは、直ちに当該発見した受給者証を市長に返還しなければならない。

(受給資格の変更又は喪失の届出)

第13条 保護者等は、世帯の状況等が変更になった場合又は市町村民税の所得割が非課税から課税となった場合（保護者等のいずれか1人すでに課税となっている場合を除く。）、第8条第4項第2号および第3号の規定により受給資格を欠くに至った場合は、14日以内に子ども福祉医療費受給資格等変更（喪失）届（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届が提出された場合は、速やかに受給資格の変更等を確認し、保護者等に対して受給者証の返還又は破棄を求めなければならない。

(職権による支給額の変更等)

第14条 市長は、第9条第4項および前条第1項の規定による届出がない場合において、公簿等によって受給資格の変更等を確認したときは、職権により支給額の変更等を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により支給額の変更等を行ったときは、その旨を文書により当該受給者の保護者等に通知しなければならない。

(損害賠償の代位請求等)

第15条 市長は、受給者が第三者の行為により生じた傷病のため受給者証を提示して医療を受けた場合であって、当該医療に対する他法又は他制度による給付を受けることができるときは、支給額の限度において、受給者の保護者等が第三者に対して有する損害賠償請求権を受給者の保護者等に代わって行使することができる。

2 前項に規定する場合において、受給者の保護者等が第三者から損害賠償を受けたときは、その額の限度において子ども福祉医療費の支給を行わない。

(譲渡又は担保の禁止)

第16条 子ども福祉医療費の支給を受ける権利は、他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(支給額の返還)

第17条 市長は、偽りその他不正の行為によって子ども福祉医療費の支給を受けた者があるときは、その者に対し既に支給した子ども福祉医療費の全部又は一部を返還させることができる。

2 市長は、前項の規定により受給者の保護者等に支給額の返還（以下「返還金」という。）を求めるときは、子ども福祉医療費返還額決定通知書（様式第10号）により当該受給者の保護者等に通知しなければならない。

3 市長は、第5条の規定による支給額を超えて支給を受けた者があるときは、その者に当該超える額の全部又は一部を返還させることができる。

4 前項の規定にかかわらず、第6条第1項の規定により社会保険診療報酬支払基金秋田支部に支払を委託した医療費については、前項の規定は適用しない。

(返還金の督促等)

第18条 市長は、受給者の保護者等が返還金を前条第2項の規定による通知において指定した納付期限までに納付しなかった場合は、当該受給者の保護者等に対し、15日以内の期限を指定して子ども福祉医療費返還金督促状（様式第11号）により督促を行うものとする。

2 前項の規定による督促によっても当該受給者の保護者等が返還金を納付しない場合は、当該受給者の保護者等に対して子ども福祉医療費返還金催告書（様式第12号）により催告を行うものとする。

(返還金の遅延損害金)

第19条 市長は、前条の規定により督促を受けた受給者の保護者等がその納付期限までに返還金を納付しない場合は、当該納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該金額に法定利率を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金を徴収するものとする。ただし、遅延損害金の額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(受給者証の交付保留の通知)

第20条 市長は、受給者の保護者等が正当な理由なく返還金を返還しない

ときその他市長が必要と認めたときは、受給者証の交付を保留することができる。

- 2 市長は、受給者証の交付を保留する決定をしたときは、受給者証の交付に代えて、子ども福祉医療費受給者証交付保留決定通知書（様式第13号）によりその旨を受給者の保護者等に通知しなければならない。

（受給者証の効力停止の通知）

第21条 市長は、前条の規定により受給者証の交付を保留してもなお正当な理由なく返還金を返還しないときその他市長が必要と認めたときは、既に交付している受給者証の効力を停止することができる。

- 2 市長は、受給者証の効力を停止する決定をしたときは、子ども福祉医療費受給者証効力停止決定通知書（様式第14号）によりその旨を受給者の保護者等に通知しなければならない。

（報告等）

第22条 市長は、子ども福祉医療費の支給に関し必要があると認めるときは、受給者の保護者等その他の関係人に対し、必要な事項の報告、文書の提出もしくは提示を求め、又は職員をして質問もしくは照会させることができる。

（委任）

第23条 この要綱に定めるもののほか、子ども福祉医療費の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の子ども福祉医療費について適用し、同日前の子ども福祉医療費については、秋田市福祉医療費支給要綱（平成12年6月23日福祉保健部長決裁）の例による。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

別表（第3条関係）

対象区分	扶養親族等の数	保護者等の所得額
未就学児	所得制限なし	
小学生	0 人	4,600,000円
	1 人	4,980,000円
	2 人	5,360,000円
	3 人	5,740,000円
	4 人	6,120,000円
	5 人	6,500,000円
中学生	0 人	2,672,000円
	1 人	3,052,000円
	2 人	3,432,000円
	3 人	3,812,000円
	4 人	4,192,000円
	5 人	4,572,000円

備 考

- 1 扶養親族等の数が5人を超えるときは、扶養親族等が1人増すごとに380,000円を5人のときの所得額に加算した額を所得額とする。
- 2 扶養親族に、70歳以上の者があるときは当該70歳以上の扶養親族1人につき100,000円を、16歳以上23歳未満の者があるときは当該16歳以上23歳未満の扶養親族1人につき150,000円を所得額に加算した額を所得額とする。